

国分寺市現庁舎用地利活用事業に関するサウン  
ディング型市場調査

実施要領

令和4年6月

国分寺市

## 目 次

1. サウンディングの実施目的 .....	1
(1) 事業の概要 .....	1
(2) サウンディングの実施目的 .....	1
2. 計画地の概要 .....	2
(1) 計画地について .....	2
(2) 民間活用事業の範囲 .....	4
(3) その他の事業内容の想定について .....	4
3. 提案書に関する事項 .....	5
(1) 提案内容 .....	5
(2) 提案書記載要領 .....	7
4. サウンディングの実施に関する事項 .....	8
(1) スケジュール .....	8
(2) 参加者の備えるべき要件 .....	8
(3) 提案書等の受付 .....	9
(4) 対話の実施 .....	10
5. 知的財産の取扱方針 .....	11
(1) 提案内容及び対話の内容に係る知的財産の取扱について .....	11
(2) 本市による対話の結果の使用について .....	11
6. その他 .....	12
(1) 要領の修正等 .....	12
(2) 本募集の凍結・中止 .....	12
(3) 損害賠償規定 .....	12
(4) 本要領等の目的外利用の禁止等 .....	12
(5) 本募集への参加費用の負担 .....	12
(6) 事務局 .....	12

## 添付資料

- ・様式1 申込書
- ・様式2 グループの場合の構成法人一覧表

## 1. サウンディングの実施目的

### (1) 事業の概要

国分寺市（以下、「市」といいます。）は、令和6年度のしゅん工を目指して泉町での新庁舎の整備を進めています。それに伴い跡地となる現庁舎用地は、貴重な一定規模の市有地であり、公共施設の再配置への有効活用や恋ヶ窪駅周辺のまちづくりに資することが肝要です。そこで、令和3年3月に「国分寺市現庁舎用地利活用基本方針」（以下、「基本方針」といいます。）を定め、利活用の基本的な方針として、公共施設と民間施設からなる複合用途とし、公共施設については、現庁舎用地へ再配置し複合化して建て替える対象の施設を定めています。

このうち、複合公共施設整備事業については、基本方針に定めた、市民の交流や活動の拠点として、恋ヶ窪駅周辺の活性化に寄与するため、現庁舎用地周辺に位置する「福祉センター」、「恋ヶ窪公民館」及び「恋ヶ窪図書館」と、スポーツ・レクリエーション施設である「市民本多武道館」を集約・再配置するとともに、移転する市庁舎の窓口機能について、地域の利便性を維持する目的で「市民サービスコーナー」を設置します。また、現在は国立大学法人東京学芸大学から借用している「弓道場」について、市民要望を踏まえ、その機能を複合公共施設に導入します。

また、民間活用事業として、にぎわいの創出、利便性の向上を目的に、複合公共施設整備事業の余剰地を民間事業者等に貸し付け、民間事業を誘導するものです。

民間活用事業は、民間事業者等が主体となって実施するものですが、本市としてまちづくりに関わる条件として、用途や建築物の形態に関する条件を付すほか、市の施策推進に資する機能を求めるなど、一定の条件を付して、民間事業者等の公募を行う予定です。

### (2) サウンディングの実施目的

本サウンディングの目的は、現庁舎跡地の利活用において、民間活用事業となる余剰地の利活用に関し、基本方針に定める内容に沿った事業が可能か、また民間事業者等の創意工夫によってにぎわいの創出を期待できる機能の導入が可能かどうかについて、対話を通じて確認することを目的とします。

また、民間事業者等のノウハウ・アイデアにより、さらなるにぎわいの創出などを実現できる提案に対し、本市として整備すべき事業条件を把握することや、それぞれのアイデアを実施するために必要な規制緩和や本市の支援策等を検討することも目的としています。

## 2. 計画地の概要

### (1) 計画地について

【図】位置図



#### 交通アクセス

- ・西武国分寺線「恋ヶ窪」駅徒歩約2分

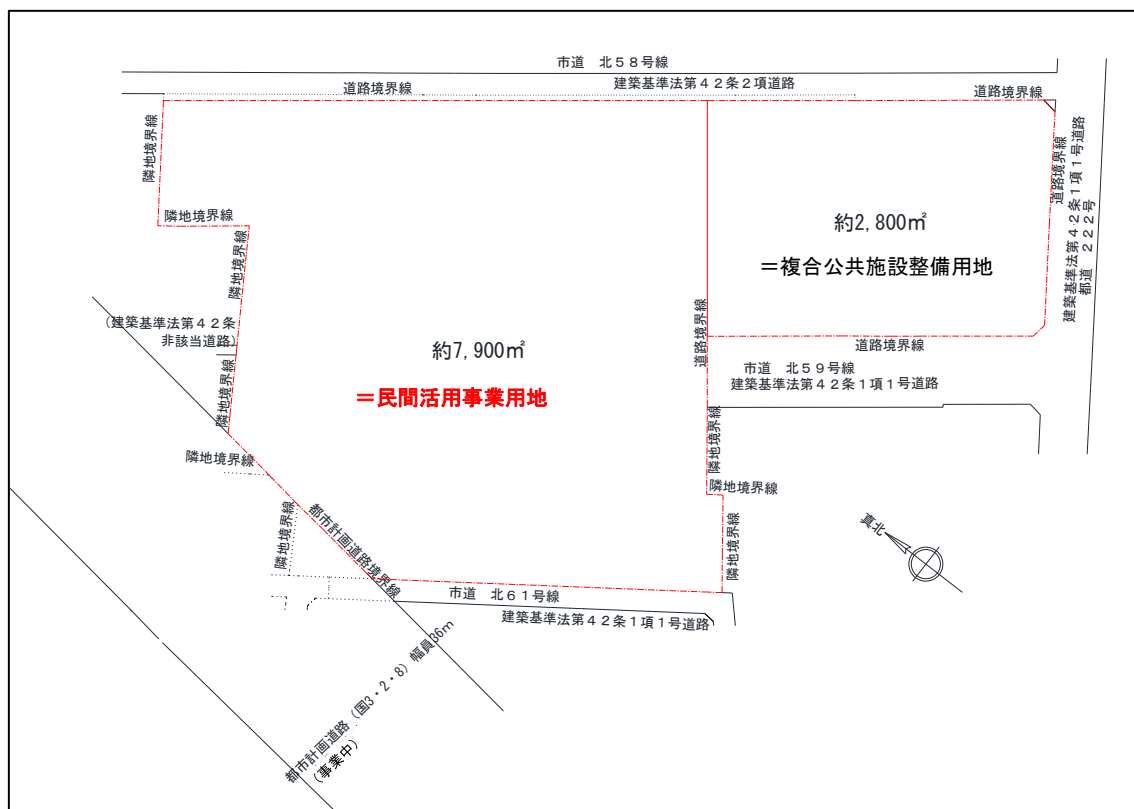
図表 1 整備予定地の現況

項目	内容																																																																																								
所在地	東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1																																																																																								
用地面積	約 10,800 m <sup>2</sup> の一部 (約7,900m <sup>2</sup> )																																																																																								
区域区分	市街化区域																																																																																								
用途地域	第 2 種住居地域																																																																																								
高度地区	第 2 種高度地区																																																																																								
防火地域等	準防火地域																																																																																								
地区計画	なし																																																																																								
建ぺい率	60%																																																																																								
容積率	200%																																																																																								
日影規制	測定面 4m 4-2.5h																																																																																								
圏域人口等 (平成27年国勢調査)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">人口</th> </tr> <tr> <th>半径 2 k m 内</th> <th>半径 5 k m 内</th> <th>半径 10 k m 内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口総数</td> <td>134,652</td> <td>778,066</td> <td>2,560,891</td> </tr> <tr> <td>  男人口</td> <td>65,684</td> <td>384,081</td> <td>1,266,216</td> </tr> <tr> <td>  女人口</td> <td>68,968</td> <td>393,985</td> <td>1,294,675</td> </tr> <tr> <td>年少人口 ( 0 歳～14 歳)</td> <td>16,319</td> <td>91,975</td> <td>315,287</td> </tr> <tr> <td>生産年齢人口 (15 歳～64 歳)</td> <td>87,786</td> <td>497,318</td> <td>1,620,695</td> </tr> <tr> <td>老年人口 (65 歳以上)</td> <td>28,567</td> <td>173,773</td> <td>580,785</td> </tr> <tr> <td>15 歳以上就業者数</td> <td>59,571</td> <td>344,169</td> <td>1,152,084</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者数 (75 歳以上)</td> <td>14,128</td> <td>85,157</td> <td>276,041</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">世帯数</th> </tr> <tr> <th>半径 2 k m 内</th> <th>半径 5 k m 内</th> <th>半径 10 k m 内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般世帯総数</td> <td>61,837</td> <td>359,349</td> <td>1,158,150</td> </tr> <tr> <td>単身世帯</td> <td>25,303</td> <td>150,120</td> <td>459,193</td> </tr> <tr> <td>2 人以上世帯</td> <td>36,534</td> <td>209,229</td> <td>698,957</td> </tr> <tr> <td>核家族世帯</td> <td>33,910</td> <td>192,239</td> <td>639,749</td> </tr> <tr> <td>  夫婦のみの世帯</td> <td>11,657</td> <td>65,530</td> <td>216,892</td> </tr> <tr> <td>  夫婦と子供から成る世帯</td> <td>17,685</td> <td>97,972</td> <td>328,845</td> </tr> <tr> <td>6 歳未満世帯員のいる世帯</td> <td>5,104</td> <td>28,783</td> <td>97,401</td> </tr> <tr> <td>65 歳以上世帯員のいる世帯</td> <td>19,048</td> <td>116,496</td> <td>386,020</td> </tr> <tr> <td>持ち家世帯</td> <td>33,512</td> <td>180,782</td> <td>605,217</td> </tr> <tr> <td>民営借家世帯</td> <td>21,399</td> <td>123,314</td> <td>391,553</td> </tr> </tbody> </table>				人口			半径 2 k m 内	半径 5 k m 内	半径 10 k m 内	人口総数	134,652	778,066	2,560,891	男人口	65,684	384,081	1,266,216	女人口	68,968	393,985	1,294,675	年少人口 ( 0 歳～14 歳)	16,319	91,975	315,287	生産年齢人口 (15 歳～64 歳)	87,786	497,318	1,620,695	老年人口 (65 歳以上)	28,567	173,773	580,785	15 歳以上就業者数	59,571	344,169	1,152,084	後期高齢者数 (75 歳以上)	14,128	85,157	276,041		世帯数			半径 2 k m 内	半径 5 k m 内	半径 10 k m 内	一般世帯総数	61,837	359,349	1,158,150	単身世帯	25,303	150,120	459,193	2 人以上世帯	36,534	209,229	698,957	核家族世帯	33,910	192,239	639,749	夫婦のみの世帯	11,657	65,530	216,892	夫婦と子供から成る世帯	17,685	97,972	328,845	6 歳未満世帯員のいる世帯	5,104	28,783	97,401	65 歳以上世帯員のいる世帯	19,048	116,496	386,020	持ち家世帯	33,512	180,782	605,217	民営借家世帯	21,399	123,314	391,553
	人口																																																																																								
	半径 2 k m 内	半径 5 k m 内	半径 10 k m 内																																																																																						
人口総数	134,652	778,066	2,560,891																																																																																						
男人口	65,684	384,081	1,266,216																																																																																						
女人口	68,968	393,985	1,294,675																																																																																						
年少人口 ( 0 歳～14 歳)	16,319	91,975	315,287																																																																																						
生産年齢人口 (15 歳～64 歳)	87,786	497,318	1,620,695																																																																																						
老年人口 (65 歳以上)	28,567	173,773	580,785																																																																																						
15 歳以上就業者数	59,571	344,169	1,152,084																																																																																						
後期高齢者数 (75 歳以上)	14,128	85,157	276,041																																																																																						
	世帯数																																																																																								
	半径 2 k m 内	半径 5 k m 内	半径 10 k m 内																																																																																						
一般世帯総数	61,837	359,349	1,158,150																																																																																						
単身世帯	25,303	150,120	459,193																																																																																						
2 人以上世帯	36,534	209,229	698,957																																																																																						
核家族世帯	33,910	192,239	639,749																																																																																						
夫婦のみの世帯	11,657	65,530	216,892																																																																																						
夫婦と子供から成る世帯	17,685	97,972	328,845																																																																																						
6 歳未満世帯員のいる世帯	5,104	28,783	97,401																																																																																						
65 歳以上世帯員のいる世帯	19,048	116,496	386,020																																																																																						
持ち家世帯	33,512	180,782	605,217																																																																																						
民営借家世帯	21,399	123,314	391,553																																																																																						

## (2) 民間活用事業の範囲

民間活用事業として想定する敷地の範囲は、以下図のとおりです。

敷地西側については、現在「国分寺都市計画道路3・2・8号府中所沢線」として、都市計画道路の整備中であり、事業期間は令和8年度までと予定されています。



【図】計画地の敷地図

## (3) その他の事業内容の想定について

複合公共施設を含む現庁舎用地利活用事業の全体の計画については、基本方針のほか、現在「国分寺市現庁舎用地利活用事業基本計画(素案)」としてとりまとめを行っております。

同、素案については、サウンディングの申込者に提供します(手続きの詳細は、4.(3)④をご参照ください)。なお、素案については、今後の正式版の策定に至る過程における市民意見の反映等により、内容が変更されることがあります。また、本サウンディングにおける対話結果も反映する予定にしております。

### 3. 提案書に関する事項

#### (1) 提案内容

##### ①提案いただく事業について

現庁舎用地の利活用は、地域振興拠点であり、人口が増加傾向にある恋ヶ窪エリアにおいて、人が集まり交流が生まれることで、新たな地域活性化の拠点となることが期待されます。複合公共施設は、現市庁舎に代わり、約1万人／日が利用する恋ヶ窪駅の周辺の地域中心核となるものです。

民間活用事業については、基本方針において、①市民生活の質を高める機能、②安定した人の流れを創出できる機能、③市の施策推進に資する機能、④用地周辺との調和が可能な機能 の4つの視点に基づくものとしています。人々が訪れたい魅力があり、人の流れによるにぎわいのある空間とするためには、複合公共施設の整備にあわせ、市民や来街者が日々の買い物需要などを満たす商業・サービス機能や、昼間人口の増加に資する機能の導入を図る必要があります、それによってまちの回遊性をさらに高めることが期待されます。

このような背景を踏まえ、商業・サービス機能等の恋ヶ窪駅周辺のにぎわい創出や市の施策推進に資する事業の提案をお願いします。

##### ②本市の想定条件

現時点で本市の想定する条件は以下の通りです。なお、以下の想定条件によらない条件を希望される場合は、提案書において具体的に提案を行ってください（代替案があれば、提示頂くことが望ましいです）。

- (ア) 民間活用事業用地については、定期借地権を設定の上、民間事業者等に賃貸します。借地料については、本市の所定の手続きを経て決定することとしますが、市場価格相当額での貸付を想定しています。
- (イ) 民間事業者等が整備する駐車場の一部について、複合公共施設の利用者用駐車場として共用していただくことを想定しています（複合公共施設側には、附置義務台数のうち、障害者向け駐車場や荷捌き用駐車場のみを設置し、それ以外は民間施設側と供用することを想定しています）。台数・料金負担の考え方などについては、提案によります。
- (ウ) 民間活用事業用地内に、国分寺市地域バス「ぶんバス」の停留所及びバスの転回スペース等を設置していただくことを想定しています。
- (エ) 複合公共施設において市民サービスコーナーを計画しており、また、同施設の整備期間中についても、市民サービスの低下を極力招くことのないよう、複合公共施設整備用地及び民間活用事業用地内で仮設の市民サービスコーナ

ー（約 100 m<sup>2</sup>）の設置を想定しています。

- (㊦) 民間活用事業用地に現存している建築物等については、現有姿で引渡し、解体工事を民間事業者等に行っていただくことを想定しています。具体的には、現庁舎建物、及び旧庁舎の地下躯体が対象となります（申込者に対して、関連する図面を提供しますのでご確認ください。手続きの詳細は、4.（3）④をご参照ください）。なお、民間活用事業と解体工事を分離して実施する提案を妨げるものではありません。
- (㊧) その他、以下のような提案を期待しています。

- ・にぎわいの創出、交流人口の増加や多世代による地域コミュニティの活性化に資する、商業施設等の機能
- ・複合公共施設と民間活用事業用地で整備される建物等の連続性・一体性を確保し、利用者・来訪者が使いやすい空間となるような、オープンスペースの確保
- ・商業施設等と隣接する公共施設との連携（提携サービス等）
- ・災害時において、市民等が一時的に滞留する場を設けるなどの、防災に対する取組
- ・既存商店等の地域との連携※や周辺エリアの回遊性の向上
- ・施設における脱炭素、再生可能エネルギー活用の取り組み
- ・その他、にぎわい創出に関する取り組み

※参考：市役所駐車場における「はあとふるまつり」の開催（現在は新型コロナウイルス感染症対策により休止）

### ③留意事項

以下の点に留意してご提案ください。

- (㊦) 提案いただく内容は、申込者が自らの資金により実施し、利用者から得られる収入等により資金回収していただくことを想定しています（本市の財政負担は想定しておりません）。ただし、提案内容を実現するための、協力や支援可能な事項（規制緩和や地代軽減等、金銭給付を伴わないもの）がある場合、対話において申込者の希望条件等を聴取し検討を行います。
- (㊧) 各種規制については、特段考慮せず自由な提案を求めます。また、①の提案内容を実現するために、本市に協力や支援を求める条件（直接的なものとして経済条件や規制緩和、間接的なものとして複合公共施設の導入機能や運営形態など）があれば、提案書に記載してください。
- (㊨) 複合公共施設と民間活用事業を一体的に実施する提案も可能です。提案する場合は、具体的な事業スキームと本市に生じるメリットについて提案書に記



載してください。

- (ロ) 民間活用事業用地が使用可能となるのは、現庁舎の移転（令和7年1月予定）の後、現庁舎等の建物の解体が完了した以降となります。
- (ハ) 意匠やデザインの提案のみではなく、具体的な事業内容の提案をお願いします。

## （２）提案書記載要領

A4 縦長横書き片面（必要に応じて A3 横長折りを可）、使用する文字の大きさは 11 ポイント以上とし、様式及び枚数は特に指定しませんが、提案内容を簡潔に記載してください。

なお、以下の内容については、提案書に必ず含めてください。

- ① 想定する事業内容
- ② 希望する借地期間
- ③ 借地料に対する考え方（（１）②（ア）、（ウ）等の条件等を踏まえて希望条件等を記載してください）
- ④ 駐車場の台数・料金負担の考え方（（１）②（イ）に示す条件の対応可否等）
- ⑤ 既存施設の解体に関する考え方（（１）②（エ）に示す現有姿引渡しの対応可否、およびリスク分担等希望する条件）
- ⑥ その他、本市に希望する条件等（（１）②の条件を基本としますが、それに限らず提案することが可能です）

別途、参考資料としてパンフレットなどの添付も可能ですが、過剰にならないよう留意してください。

## 4. サウンディングの実施に関する事項

### (1) スケジュール

実施要領の公表	令和4年6月15日(水)
申込書等の受付	令和4年6月16日(木)～7月8日(金)
質問の受付	令和4年6月16日(木)～7月28日(木)※
提案書の受付	令和4年7月11日(月)～7月29日(金)
対話の実施	令和4年8月8日(月)～8月26日(金)(予定)
実施結果概要の公表	令和4年9月上旬(予定)

※7月11日(月)以降は、申込書を提出した法人等のみの質問を受け付けます。

### (2) 参加者の備えるべき要件

#### ① サウンディングの参加方法

サウンディングには、以下の形態で参加できます。

- (ア) 単独の法人等（法人格を有していること、法人税法第3条の規定に基づき法人税法の適用を受けている人格のない社団、個別の根拠法に基づき設立されている組合（有限責任事業組合等）等をいいます。海外の法人等についてはこの定義に準拠し、個別に判断するものとします。）
- (イ) 複数の法人等によるグループ（グループを構成する場合は、代表法人を定めてください。）。

#### ② 参加者の要件

サウンディングに参加できる方は、以下の要件を満たす者とします。

- (ア) 法人等であること（個人での応募はできません）。
- (イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合には、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第

1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (オ) 国分寺市契約における暴力団等排除措置要綱(平成 24 年 8 月 24 日施行)に基づき入札参加除外措置を受けていない者又は同要綱に定める措置要件に該当しない者であること。

### ③その他参加の要件

その他、以下の通りとします。

- (ア) 申込は 1 法人等・グループにつき 1 つとします。
- (イ) 事業を行う上で主体的な役割を担う者が含まれていることとします(自らが事業に関与しない想定での構想・プランのみで、事業主体が明確にされていない提案は受け付けません)。
- (ウ) 海外の法人等が参加する場合、対話は日本語で行っていただくことを前提とします。

## (3) 提案書等の受付

### ①実施要領等に対する質問の受付

実施要領等に対して質問等がある場合は、事務局(国分寺市 政策部 公共施設整備推進室 6.(6)を参照)にご連絡ください。個別に回答します。また、広く周知することが望ましい内容については、本市ホームページにて公表します。

質問は、令和 4 年 6 月 16 日(木)午前 9 時から 7 月 28 日(木)午後 5 時まで、電子メールで受け付けます。なお、令和 4 年 7 月 11 日(月)以降は、③の申込書を提出した法人等のみの質問を受け付けます。

### ②説明会及び現地見学会

説明会及び現地見学会は実施しません。

### ③申込書等の受付

令和 4 年 6 月 16 日(木)午前 9 時から 7 月 8 日(金)午後 5 時までに、申込書等(下表)を事務局に提出してください。提出方法は電子メール(添付データは押印不

要)にて行ってください。

本市が申込等を受領した後、受領確認通知を電子メールで送付します。

書類	様式	部数
・申込書（押印不要）の WORD データ	【様式 1】 ※グループの場合は 【様式 2】も提出	1 部
・法人等の会社案内等の PDF データ（5MB 以内）	任意 ※無ければ不要	1 部

#### ④国分寺市現庁舎用地利活用事業基本計画（素案）等の提供

申込者に対して、国分寺市現庁舎用地利活用事業基本計画（素案）及び関連する図面をデータ提供します。提供の方法については、③の申込者に対して、③の受領確認通知時にあわせてお知らせします。

#### ⑤提案書等の受付

令和 4 年 7 月 11 日（月）午前 9 時から 7 月 29 日（金）午後 5 時までに、提案書等（下表）を事務局に提出してください。提出方法は持参または郵送必着にて行ってください。

書類	様式	部数
・申込書（申込者の押印有り）	【様式 1】 ※グループの場合は 【様式 2】も提出	1 部
・提案書	任意	2 部

### （4）対話の実施

#### ①実施日時等の通知

本市が提案書を受領した後、必要に応じて、対話の実施について電話及び電子メールにてご連絡し、日程調整（場所は本市役所を予定）を行います。

ただし、4.（2）に示す、参加者の備えるべき要件の各規定に違反している申込者については、対話の対象外とします。

#### ②対話の実施

提案内容の確認やそれを実現するために必要な条件等について意見交換を行うことを目的に対話を実施します。

なお、本市職員のほかに本事業に関して支援を受けているコンサルタントも同席する予定です。

また、対話期間終了後に、必要に応じて追加の対話やアンケート等を実施することがあります。その際はご協力をお願いします。

## 5. 知的財産の取扱方針

### (1) 提案内容及び対話の内容に係る知的財産の取扱について

提案内容及び対話の内容については、申込者の個別の知見・ノウハウが含まれているため、これらの知的財産の保護については、以下の通り取り扱います。

- (ア) 提案書に係る著作権等は、申込者に帰属するものとします。また、対話の内容についても、これに準拠するものとして取り扱います。
- (イ) (ア)については、国分寺市情報公開条例第9条第3号に該当する情報として、不開示とします。ただし、開示請求があった場合に申込者が開示することを承諾した場合は、この限りではありません。
- (ウ) 対話の結果については、申込者、対話実施者の数のみを公表し、(2)を除き、個別の法人等の名称や提案内容は公表しません。
- (エ) 申込関連書類のうち、提案書については、令和4年10月以降に、個別に申込者に返却します。ただし、申込者が希望しない場合、本市にて破棄します。

### (2) 本市による対話の結果の使用について

本市は、本事業実施に係る意思決定を行うための庁内検討用の資料の作成にあたり、議事録等の内容を利用できるものとします。

また、外部（市民、議会、報道機関等）に対する情報提供のために、上記庁内検討用の資料を使用する場合があります。この場合、申込者や対話の内容が特定できない範囲で一般化した情報のみを掲載する予定ですが、必要が生じた場合、申込者に対して、個別に許諾を求めることがあります。

なお、本市は、対話の結果について本事業に関して業務を委託しているコンサルタントに開示するものとします。

## 6. その他

### (1) 要領の修正等

本要領に修正，変更，追加等があった場合は，速やかに本市ホームページで公開します。

### (2) 本募集の凍結・中止

本市は，天変地異，政策変更等により，やむを得ない事情のある場合は，本募集を凍結し，又は中止する場合があります。

### (3) 損害賠償規定

サウンディングの実施及びその結果等に関連する事項につき，故意又は過失のいかんを問わず，申込者が第三者に損害を生じさせても，本市は一切これを補償しません。

### (4) 本要領等の目的外利用の禁止等

本市から提供された関連資料等は，サウンディング及びその申込のために利用する以外は利用を認めません。

### (5) 本募集への参加費用の負担

本募集への参加に係る費用については，各申込者の負担とします。

### (6) 事務局

国分寺市 政策部 公共施設整備推進室 公共施設整備推進担当

〒185-8501 東京都国分寺市戸倉1丁目6-1

TEL 042-325-0111 内線 498

E-mail kokyoshisetsu@city.kokubunji.tokyo.jp

担当者 久保，角田

**【様式1】 申込書**

**(仮称) 国分寺市現庁舎用地利活用事業に関する  
サウンディング型市場調査  
申込書**

国分寺市長 井澤 邦夫 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(仮称) 国分寺市現庁舎用地利活用事業に関するサウンディング型市場調査への参加  
申込をいたします。

なお、本調査に係る実施要領の「4. サウンディングの実施に関する事項」に定める  
要件を全て満たす者であること及び提出書類への記載事項は事実と相違ないことを誓  
約します。

**【本件に係る担当者連絡先】**

部 署 名

氏 名

電話番号

電子メール

【様式 2】 グループの場合の構成法人一覧表

(仮称) 国分寺市現庁舎用地利活用事業に関する  
 サウンディング型市場調査  
 グループの場合の構成法人一覧表

代表法人	法人名	
	所在地	
	代表者氏名	
グループを 構成する 法人等	法人名	
	所在地	
	代表者氏名	
	法人名	
	所在地	
	代表者氏名	
	法人名	
	所在地	
	代表者氏名	
	法人名	
	所在地	
	代表者氏名	

※ 不足する場合は、適宜行を追加してください。